

養育費に関する 公正証書作成費等補助金

～ 養育費の取り決めに支援します ～

離婚することになったけど……。



公正証書を作成しましょう！

こどもの生活費となる養育費を安定して確保するため、公正証書の作成をお勧めします。

公正証書を作成することで、たとえば、養育費が支払われなくなったときに差し押さえ等もできるようになります。



【公正証書の作成等】

公証人役場又は裁判所で養育費について取り決めます。その際の領收書を保管しておいてください。



【交付申請】

申請期限までに申請書や必要書類を揃えて市に提出します。



【交付決定】

市が申請書類を審査し、補助金交付（不交付）決定通知書を送付します。



【補助金支給】

交付決定の場合、市が補助金を指定口座に振り込みます。



【対象者】

四日市市に住所を有するひとり親家庭であり
下記のすべてを満たしていること

- (1) 債務名義（養育費を請求する権利を定めた公的な文書）を有していること
- (2) 対象となる児童を現に扶養していること
- (3) 養育費の取り決めに係る経費を負担したこと
- (4) 過去に同様の補助金を受けていないこと

※裁判所で作成する調停調書も対象となります。

【補助金額】

対象経費の全額（上限3万円）

【対象経費】

- (1) 公証人手数料
- (2) 収入印紙代及び連絡用の郵便切手
- (3) 戸籍謄本等の発行手数料に係る費用

【申請期限】

公正証書等を作成した日の翌日から6ヶ月以内

【お問い合わせ先】

四日市市こども家庭センター 管理係

〒510-0085 四日市市諏訪町2番2号

TEL 059-354-8298 FAX 059-354-8061

Email: kodomokatei@city.yokkaichi.mie.jp

申請書ダウンロードや
必要書類の確認はこちら→



その他のひとり親に
関する支援についてはこちら→

